

〔論 説〕

ペットをめぐる法律実務

渋谷 寛

- I 初めに
- II ペットは「物」と同一か
 - 1 ペットに対する法律的な取扱いが「物」に対する扱いと全く同一であろうか
 - 2 裁判上の損害賠償における特殊な扱い
 - (1) 物損における「時価を超えてまで賠償する必要はない」という原則の修正
 - (2) 「物」が損害を受けたときその所有者に対して慰謝料の賠償をする必要がないという法則の修正
 - (i) ペットの死亡事例
 - (ii) ペットの負傷事例
 - (3) 飼い主の慰謝料の算定根拠
 - (4) ペットの飼い主の慰謝料額の増加
- III ペットに関わるトラブル事例（裁判例又は相談例）
 - 1 咬傷事件等
 - (1) 民事上の責任
 - (i) 初めに
 - (ii) 民法 718 条（1 項本文）
 - (iii) 718 条 1 項但書
 - (iv) 過失相殺
 - (2) 刑事上の責任
 - 2 交通事故
 - 3 ペットショップでの売買
 - 4 ペットホテルでの保管義務違反
 - 5 ペットの理容室、躰教室でのトラブル
 - 6 ドッグランでの事故
 - 7 住宅環境を取り巻くトラブル
 - (1) 鳴き声
 - (2) 糞尿の問題
 - (3) 野良猫への餌やりの問題
 - (4) ペット飼育禁止の賃貸住宅での問題
 - (5) マンションでの規約の問題
 - (6) 多頭飼育の問題
 - 8 所有権または契約解除によるペットの返還請求
 - 9 葬祭・霊園にまつわる問題
 - (1) 葬儀
 - (2) 埋葬
 - (3) 霊園
 - (4) 動物葬儀業・霊園業に対する規制
- IV 獣医療過誤に関する問題

- 1 概要
- 2 裁判例集
 - (1) 概要
 - (2) 主な獣医療過誤訴訟の裁判例
- 3 獣医療裁判の特殊性
 - (1) 財産的損害
 - (2) 精神的損害
- V 最後に

I 初めに

法律上、動物は、動産として扱われて「物」の一種として対処されている。しかし、ペットブームが起こり、動物を単なる物として扱うのではなく、愛情の対象として、家族の一員として扱う人が増えてきた。そこで、法律上でもこのような社会現象の変化に伴い、単なる物とは異なる特別の扱いをする、命ある物として扱い特に損害賠償などの法律構成に再検討を加える等の必要が生じた。法律実務においても、裁判例など通じて、動物に対する考え方の基準が新たに示される、これまでの基準に修正が加わる等の変化が出てきた。

ここでは、動物に対する法的な考え方を概観し、動物特有の問題にどのようなものがあるのかを拾い上げ、最近増えてきた獣医療過誤訴訟に検討を加え、それぞれ裁判例を示しながら最近の実務の運用を顧みることにした。

II ペットは「物」と同一か

1 ペットに対する法律的な取扱いは「物」に対する扱いと全く同一であろうか

ペットは、生き物であるが、民法上は、権利の客体としての「有体物」（民法85条）であることにかわりなく、「動産」としての「物」に含まれる。ちなみに、改正ドイツ民法（BGB）第90条a1文は「動物は物ではない」として規定上区別している（もっとも、取扱については物に準じるとしている）。

我が国ではそのような規定はない（債権法の改正試案の中にも含まれていない）が同じ「物」だとしても、裁判上、損害賠償の局面では特殊な扱いを受けることがある。

2 裁判上の損害賠償における特殊な扱い

(1)物損における「時価を超えてまで賠償する必要はない」という原則の修正
怪我したペットの治療費が、そのペットの時価額よりも高額な場合どうすべきか、より高額な治療費まで賠償する必要があるのかという問題。

名古屋高裁平成20年9月30日判決（交通事故民事裁判例集41巻5号1186頁）は、「一般に、不法行為によって物が毀損した場合の修理費等については、そのうちの不法行為時における当該物の時価相当額に限り、これを不法行為との間に相当因果関係のある損害とすべきものとされている。しかしながら、愛玩動物のうち家族の一員であるかのように遇されているものが不法行為によって負傷した場合の治療費等については、生命を持つ動物の性質上、必ずしも当該動物の時価相当額に限られるとするべきではなく、当面の治療や、その生命の確保、維持に必要不可欠なものについては、時価相当額を念頭に置いた上で、社会通念上、相当と認められる限度において、不法行為との間に因果関係のある損害に当たるものと解するのが相当である。」との判断を示した。ペットの時価を超える治療費が生じたとき、一定の場合にその治療費が損害賠償の対象となりうるのである（同様の意味を有する規定がドイツ民法（BGB）には存在する。（同法251条2項2文））。

(2)「物」が損害を受けたときその所有者に対して慰謝料の賠償をする必要がないという法則の修正

(i)ペットの死亡事例

民法710条は、財産権侵害の場合にも慰謝料の請求が許される旨を規定している。ところが、ペット以外の一般の「物」の場合には、時価相当の賠償を受けた場合は、そのことにより精神的苦痛は慰謝されたとみなされ、慰謝料の賠償が認められることは極めて稀である。これに対し、ペットが損害を受けたほとんどの事例で飼い主の慰謝料請求が認められるのである。例えば、ペットを里親として無償で譲り受けた場合、ほとんど時価は無いに等しいであろう、仮に時価を算定したとしても賠償額は僅かとなる。そうすると僅かな賠償金をもらっただけでは、ペットとして愛情を傾けてきた飼い主が当然ペットを失った精神的苦痛は慰謝されないし、慰謝されたとみなすこともできない。そこで、民法710条の原則に立ち戻って、財産的損害の賠償とは別に慰謝料の支払を認める必要性が生じる。

遡ると昭和36年の事例ですら、ペットの飼い主の慰謝料を認めている。東京地裁昭和36年2月1日判決（下級裁判所民事裁判例集12巻2号203頁）は、原告の飼育する愛猫（三毛猫）が、散歩中でひもが解かれていた被告の飼育するシェパードにかみ殺された事案で、「侵害された財産と被害者とが精神的に特殊なつながりがあるため、通常財産上の価額の賠償だけでは被害者の精神上の苦痛が慰謝されないと認められるような場合には、財産上の損害賠償とは別に精神上の損害賠償が許される」とし、「家庭に飼われている猫が、飼い主との間に高度の愛情関係にあることは通常のことであるから、加害動物の占有者がその間の事情を知ったと知らないにかかわらず、慰謝料請求が認められる」とした。そして、原告の愛情の注ぎ方を考慮し、夫婦各1万円の慰謝料の請求を認めた。

東京高等裁判所昭和36年9月11日判決（東京高等裁判所判決時報民事12巻9号180頁，判タ124号37頁，判時283号21頁）は、「時として単に財産的損害の賠償だけでは到底慰謝され得ない精神上の損害を生ずる特別の場合もあり得べく、他人が深い愛情を以て大切に育て上げて来た高価な畜犬の類を死に致らしめたようなときは正にこの例であって、被害者は仮令畜犬の価額相当の賠償を得たとしてもなお払拭し難い精神上の苦痛を受けるのは当然であり」「死亡により蒙った精神上の損害に対する慰謝料をも支払うべき義務ありといわなければならない」として金3万円の慰謝料の支払いを命じた。その後も飼い主の慰謝料は多くの事例で認められている。

東京地裁昭和43年5月13日判決（判例時報528号58頁，判例タイムズ226号164頁）でも、獣医師が犬の手術に際しガーゼを体内に遺留したなどの過失を推定した事案で「財産的損害及び精神的苦痛に対する慰謝料として合計5万円」の支払を認めている。

この様に半世紀ほど以前からペットの死亡事例において、飼い主に対する慰謝料が認められてきたのである。最近になりようやく慰謝料が認められるようになったわけではない。ペットの死亡事例において「最近では慰謝料の支払いが認められるようになりました」と説明されることがあるが、表現としては不正確と感じている。

(ii) ペットの負傷事例

ペットが死亡せず、傷害を負ったに過ぎない場合にも、飼い主に対する慰謝料の支払が裁判例上認められている。

東京高等裁判所平成20年9月26日判決は、ペットの入院が長期化し、右前足を引きずる等の後遺障害を残すに至った事例につき、獣医師に金40万円の慰謝料の支払いを命じた。

名古屋高裁平成20年9月30日判決は、犬を自動車に乗せて走行していたところ、後続車に追突され、犬が怪我をした事例で、裁判所は、「近時、犬などの愛玩動物は、飼い主との間の交流を通じて、家族の一員であるかのように、飼い主にとってかけがえのない存在になっていることが少なくないし、このような事態は、広く世上に知られているところでもある（公知の事実）。そして、そのような動物が不法行為により重い傷害を負ったことにより、死亡した場合に近い精神的苦痛を飼い主が受けたときには、飼い主のかかる精神的苦痛は、主観的な感情にとどまらず、社会通念上、合理的な一般人の被る精神的な損害であるといえることができ、また、このような場合には、財産的損害の賠償によっては慰謝されることのできない精神的苦痛があるものと見るべきであるから、財産的損害に対する損害賠償のほかに、慰謝料を請求することができるとするのが相当である。」との判断を示し、飼い主2人の合計40万円の慰謝料請求を認めた。この裁判例は、重い傷害を負い死亡した場合に近い精神的苦痛を飼い主が受けたときだけに慰謝料が認められるように読めるが、そのように限定せず、およそペットが負傷したときには、飼い主は精神的衝撃を受けてペットとともに痛みを分け合い、仕事を休むなどして入院・通院に付き添い、睡眠時間を減らして看病することがあるのであるから、慰謝料請求が認められるべきであろう。

(3) 飼い主の慰謝料の算定根拠

ところで、同じく動物が死亡した事例であるにもかかわらず、飼い主の慰謝料請求が認めなかった裁判例がある。

大阪地裁平成9年1月13日判決（判タ942号148頁，判時1606号65頁）は、原告が所有する猫（アビシニアン種）の出産にあたり、被告獣医師が猫に対し、陣痛促進剤を二回にわたって注射したところ、容態が急変し、猫及び2匹の胎児が死亡した事案で、獣医師に過失があるとして、財産的損害の賠償を認めたものの、原告の猫の飼育が愛玩用ではなく商品用であったことから、精神的損害の賠償を認めなかった。

飼い主の慰謝料額の算出方法については、取得価格を基準にすべきとの見解もある。しかし、飼い主が愛情を注いだペットの死に際し同様に精神的苦痛を味

わっても、里親など無償で譲り受けた場合には、取得価格がないので慰謝料を認めることができなくなり不都合であろう。飼い主がペットに対しどれだけ愛情を持って接してきたか、飼い主の精神的苦痛がどれだけ大きいか（取得の動機、室内飼いか否か、毎日のように写真を撮ったり日記をつけたりしてきたかどうか、絶えず行動を共にしてきたかどうか等）を具体的に考慮して事案に即し個別に判断するのが妥当と考える。

(4) ペットの飼い主の慰謝料額の増加

前述した昭和 36 年の裁判例は、飼い主である夫婦それぞれに各 1 万円の合計 2 万円の慰謝料の支払を命じた。その後、ペット死亡時の飼い主に対する慰謝料額は数万円という裁判例が相次いだ。数万円であっても当時の物価に比べればそれほど低額ではないとも評価できる。

東京地裁平成 16 年 5 月 10 日判決は、いわゆる日本犬スピッツの真依子ちゃん事件において、夫婦各 30 万円、合計 60 万円の慰謝料の支払を獣医師に命じた。この判決を契機に、飼い主に対する慰謝料の高額化が進んだように感じる。

東京地裁平成 19 年 3 月 22 日判決（LEX/DB28131026）では、5 件の集団訴訟の事案で獣医師の動物傷害、詐欺的治療を認め合わせて金 140 万円の慰謝料の支払を命じた。

東京高裁（平成 19 年 9 月 27 日判決）では、親子 3 人の訴えに対し、各自 35 万円、合計 105 万円の慰謝料の支払いを命じた。

慰謝料額は、数万円の時代から数十万円の時期を経て 100 万円を超えるように増加しつつあるといえようか。

もっとも、裁判の慣行としてか、前例を参考とする傾向があり、ペット死亡時の飼い主一人あたりの慰謝料額が 100 万円を超える裁判例は現れていない。飼い主一人あたりの慰謝料は、数十万円ということで落ち着いているようにも思える。

Ⅲ ペットに関わるトラブル事例（裁判例又は相談例）

ペットをめぐる法律問題には様々な態様がある。以下比較的多くみられる事項を概観する。

1 咬傷事件等

(1) 民事上の責任

(i) 初めに

ペットのトラブルで最も件数の多いのは咬傷事件、特に犬による噛みつき事件であろう。咬傷事件は毎年4千件程度発生している。猫が噛みついたり、ひっかいたりすることもあるが、そのことが原因で法律相談を受けたことは少ない。道路や公園を散歩中にほかの犬と吠え合い、けんかとなり他人の犬に噛みつく事例。飼い犬に対し近寄ってきた人を噛む事例。ノーリードで散歩中、若しくは散歩中に首輪が外れて犬が他人に噛み付く事例などさまざまである。

(ii) 民法718条（1項本文）

民法は718条で、不法行為の一般的な規定とは別に、動物の占有者に重い責任を科している。

名古屋地方裁判所判決平成14年9月11日判決（判タ1150号225頁）は、犬に噛まれたことにより被害者がいわゆるPTSDを発症した事例において、PTSDによる逸失利益金569万円、通院慰謝料金150万円等総額金789万円の支払いを命じた。

犬の咬傷事件では、事故発生時から一定時間以内に、行政機関へ届け出る、狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させる義務なども問題となる（東京都ペット条例29条参照）。

咬傷事件ではないが散歩中の事件で、横浜地方裁判所判決平成13年1月23日判決（判例時報1739号83頁、判例タイムズ1118号215頁）は、散歩中の飼い犬が歩行者の背後から一声ワンと吠えたため、歩行者が驚愕して路上に転倒して負傷した事例において、付添看護料36万円、休業損害296万円、慰謝料170万円などの損害を認め、先天的股関節脱臼という疾病に基づく身体的特徴により、原告の損害を拡大させたと捉えて2割の過失相殺をし、総額金438万円の支払いを命じた。

人が被害を受けた場合には、その傷害の程度によるが、比較的高額な賠償を命じられることがある。

ただし、噛みつかれたことを立証することが難しい場合もある。目撃者がいない場合など、飼い主は平然と噛んでいないとして否認することもある。犬の犬歯

は特に細く傷跡が目立ちにくい。人が噛まれる場合には、顔（鼻や耳）・首や手足などに被害を受けることが事実上多い。犬が噛まれた場合は、毛でおおわれているので、傷跡を確認しにくいという特徴もある。事件後には早急に獣医師の診断を受けるなどの証拠固めが必要であろう。

(iii) 718 条 1 項但書

同条の但書は「動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは」免責される旨を定めている。

最高裁判所第 1 小法廷判決昭和 37 年 2 月 1 日判決（最高裁判所民事判例集 16 卷 2 号 143）は、民法 718 条 1 項但書について、「通常払うべき程度の注意義務を意味し、異常な事態に対処しうべき程度の注意義務まで課したものでないと解すべき」であると判断し一応の基準を示した。これまで、この免責事由を認めた裁判例は少ない。

大阪地裁昭和 45 年 5 月 13 日判決（判タ 253 号 289 頁）は、袋小路に面した玄関先の支柱に繋いでおいた犬が、親が目を話した隙に自ら近づいてきた 2 歳弱の子供の右耳の一部を噛み千切った事案で、通常人が噛まれることは考えられず異常な事故だとして、相当な注意があったと認めて免責を認めた。

ちなみに、大審院大正 2 年 6 月 9 日判決（大審院民事判決録 19 輯 507 頁）は、放任中の飼い犬が、その犬を触って憤らせた者に噛み付いた事案で、民法 718 条は人に損害を加えるおそれのある動物を予想したものであり、飼い犬の性質が従順で人に損害を加える虞のないものである場合は、必ずしも常に損害発生を予防する設備を設ける必要はなく、従って飼い主がこれを放置したる一事をもってその保管上注意欠如の過失が在るとはいえないとして、718 条本文の過失を否定した。

また、大阪地裁昭和 46 年 9 月 13 日判決（判タ 272 号 340 頁）は、被害者が自ら犬に対して加害行為を加えた事案で、同条但書の免責については否定したが、自招行為の抗弁を認めて同条の責任を否定した。

718 条の免責がどのような場合に認められるかの具体的な基準はいまだ確立していないと思えるが、動物の噛みつき事故においては、ほとんどの事例で不法行為責任が認められると考えたほうが良いであろう。

(iv) 過失相殺

裁判例では、動物占有者の責任を認めつつも、被害者にも落ち度があるか否か

を考慮し、過失相殺の規定（民法第722条第2項）を柔軟に適用して当事者間の損害の衡平な分担を図っている。

広島高等裁判所松江支部平成15年10月24日判決（LLI/DB 28090552）は、小学生の控訴人（原告）が被控訴人（被告）の飼い犬に咬まれ上口唇部挫創等の傷害を負った事例で、事故原因は、被告が咬む癖を有する犬に遮蔽等の措置を講じなかったこと、小学生が噛む癖を有する犬であることを知りながら被告の犬に近づいたことに認められ、小学生と被告の過失割合は5対5であるとして、傷害慰謝料20万円、後遺障害慰謝料60万円の合計80万円の損害を認めつつ半額の金40万円の支払いを命じた。

東京地方裁判所平成18年11月27日判決（判タ1238号243頁）は、被告がリードを離したことは相当な注意を怠ったといえるとして、通院慰謝料25万円、後遺症慰謝料15万円等損害額43万円を認めつつ、原告らには、公衆の人が通りかかる可能性のある場所（広場）でリードを放して遊ばせていたことに注意義務違反があり、過失の程度は飼い犬を放していた原告らのほうが大きいとして、原告らに6割の過失を認め、被告に総額19万円の支払いを認めた。

因みに、交通事故の事例ではあるが、飼い主が犬用シートベルト等を装着させていなかった事例において、交通事故による損害の1割を過失相殺した裁判例がある。（名古屋高裁平成20年9月30日判決、交通事故民事裁判例集41巻5号1186頁）。

（2）刑事上の責任

同じく咬傷事件であっても、刑事事件に発展したものも多い。東京高裁昭和34年12月17日判決（判タ100号45頁）は、管理していたグレートデン種の犬2頭が9歳の女子に襲い掛かり噛み付き傷害を負わせた事件で、被告人は飼育訓練係であると認定し「業務性」を認め、業務上過失傷害罪（刑法211条）の成立を認めた。

平成24年春、代々木公園でリードを付けずに散歩していた犬がジョギング中の人に噛み付いた事例で犯人が逮捕された事例がある。懲役8ヶ月執行猶予3年となったようである。ちなみに、否認していたため2か月ほど勾留されたようである。

平成24年5月1日には、山梨で土佐犬の首輪が外れ高齢者の首に噛み付き死亡させた事例が報道されている。平成25年3月7日甲府地方裁判所の判決では、求刑禁固2年のところ、禁固1年2月の実刑判決を言い渡した。

2 交通事故

犬との散歩中に、犬が自動車に轢かれる事例も多い。他人の所有物を損壊したのであるから、物損事故となる。犬は路面上を歩いており、人間に比べ背丈が低く、特に小型犬は運転者から見えにくい。夜間において、黒色の犬はなおさら見えにくい。自動車が、犬を轢いたり跳ね飛ばしたりしても、特に小型犬の場合は運転手が気付かないことも多い。衝撃が少ないこと、生物を轢いたとの認識のないことから、気付かずに通り過ぎ去る運転手がいる。犬が飛び出すことまで注意して運転することは不可能だ、動物を轢くことを避けるために他の事故を引き起こすわけにはいかないなどと主張するドライバーもいる。

以前は、保険による賠償の対象外だといわれたこともあったが、最近では契約内容次第だが損害保険の賠償の対象になっている。

交通事故に関するいわゆる赤本（「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部発行）にも「ペットに関する損害」という項目が設けられている。例えば、2匹の犬が死傷した事例で、慰謝料10万円を含む合計36万円余りの損害賠償を命じた裁判例（大阪地判平成18年3月22日判時1938号97頁）が取り上げられている。

盲導犬という特殊な事例であるが、死亡した盲導犬の逸失利益として比較的高額な損害賠償が命じられた事例がある。名古屋地方裁判所平成22年3月5日判決（判時2079号83頁）は、視覚障害者の男性と盲導犬が大型貨物自動車に跳ねられ、盲導犬が死亡し、犬を貸与していた盲導犬協会が、大型貨物自動車の運転手らに対して損害賠償請求した事例において、盲導犬協会は、盲導犬一頭を育て上げるためにかかった経費を根拠にして約400万円の交換価値があると主張した。これに対し、加害者側は、無償貸与であるから交換価値はないに等しいせいぜい20万円が限度であると反論した。裁判所は、時価を算定することが難しいとしながら、盲導犬には社会的価値があり、その価値は育成に要した費用を基礎に考えるべきであるとした上で、盲導犬が事故に遭わなければ活動できた残りの期間を基に、賠償額を算出した。盲導犬一頭を育て上げるためにかかった経費を基本として、盲導犬として働ける残りの期間を勘案し、さらに「本件事故当時の盲導犬としての技能は貸与当初と比較して一般的、客観的にも向上していたと評価し得るから、本件事故当時の盲導犬の客観的価値は、盲導犬としての能力

を發揮するもことのできる上記残余期間を基礎に、一般的、客観的な技能の向上も考慮し」260万円という賠償額を算出した。

名古屋高裁平成20年9月30日判決（LLI/DB 06320524）は、犬を自動車の後部座席に乗せていたところ、追突され犬が負傷した事案で、治療費11万円や車椅子製作料2万5千円を認めた。さらに、原告らに子供がいないことを考慮して、原告2人につき合計40万円の慰謝料を認めつつも、「自動車に乗せられた動物は、車内を移動して運転の妨げとなったり、他の車に衝突ないし追突された際に、その衝撃で車外に放り出されたり、車内の設備に激突する危険性が高いと考えられる。そうすると、動物を乗せて自動車を運転する者としては、このような予想される危険性を回避し、あるいは、事故により生ずる損害の拡大を防止するため、犬用シートベルトなど動物の体を固定するための装置を装着させるなどの措置を講ずる義務を負うものと解するのが相当である。」として1割を過失相殺した。犬と共に自動車で移動する際には、犬をケージに入れ、又はハーネスなどを付けて、シートベルトで固定して、事故時の衝撃を最小限にすることが望ましいといえる。

3 ペットショップでの売買

ペットショップでのトラブルに関する法律相談も多い。買って自宅で飼い始めた後すぐに死んでしまった。店では気付かない病気にかかっていた等。

最近では、ペット販売に関して、契約書が交わされることが多いようである。契約書はペットショップが用意するので、ペットショップに有利に働く特約が定められることが多い。損害賠償を一方的に免責する規定など、消費者保護の観点から無効となる条項もあり得よう（消費者契約法）。

犬猫の場合は、ペットの個性に着目して契約が締結されるので、不特定物売買ではなく、特定物売買になることがほとんどと思われる。特定物売買では、瑕疵担保責任の規定があるので、ペットに隠れた瑕疵があった場合には、売主であるペットショップは、無過失でも賠償責任を負うことになる。売買契約時より病気にかかっていた場合には、治療費などの一定程度（信頼利益）の賠償を請求できることになる。

ペットの売買契約には、動物愛護管理法第21条の4の適用があり、契約に先立ち、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該

販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならないことになる。これらの情報提供を欠いた契約は、法律違反となり無効と考えられる。

ペットショップに関するトラブルは多いようであるが、実際に裁判まで発展する事例は僅かである。

裁判例としては、横浜地裁平成3年3月26日判決（判タ771号230頁、判時1390号121頁）では、手乗りインコの雛二羽を被告経営の大型店舗内のペットショップから購入して原告ら家族で飼育していたところ、インコのうち少なくとも一羽がオウム病クラミジアに感染していたことにより、原告らが次々とオウム病に罹患し、そのうちの一人が特に重篤なオウム病性肺炎を発症して死亡したという事案において、原告らの被告に対する損害賠償請求を認めた事例がある。

犬等のペットの販売業を営む原告が、被告から子犬2匹を購入したところ、そのうちの1匹がパルボウィルスに感染していて、発症し、原告が商品として所有していたその他の犬（5匹）にも感染、発症した（4匹死亡）として、売買契約の解除に基づく代金の返還と債務不履行または不法行為による拡大損害の賠償を求めたところ、被告において、被告が売買した犬からのパルボウィルスの感染の因果関係を争った事案で、裁判所は、履行不能による売買契約の解除及び拡大損害についての債務不履行責任を認め、感染した犬の代金60万円、5匹の犬の治療・入院代21万円、消毒代4万円を含む総額103万円の支払いを命じた（横浜地裁川崎支部平成13年10月15日判決・判例時報1784号115頁）。

インターネットによるペット販売にも、いろいろな問題があるようである。写真と違うペットが届くこともあるようである。便利な反面、不用意な販売がなされるおそれもある。

インターネット取引では、消費者の錯誤無効の主張に対する重過失の主張が制限される。ネット取引の特徴から消費者が誤入力・誤送信しやすい特性に鑑み、事業者による確認措置の提供がなかった場合には、重過失がありとの主張が

できない（電子契約法3条）。(1) 商品を選択する操作であると明確に認識でき、(2) 最終申込前に再度意思確認画面が表示され、(3) 訂正の機会が与えられている場合に、初めて確認措置の提供があったといえよう。したがって、このような確認措置の提供がなかった場合、消費者は、錯誤無効の主張ができることになる。

インターネット販売も、動物の販売業にあたるので動物愛護管理法の登録が必要である。登録の条件を満たし、その条件に沿わない場合には登録の取消、命令違反には罰則もありうる。動物のインターネット販売に対しては、問題を起こすことが多いことから、全面禁止すべきとの意見もあったが、いまだ実現していない。通常のペットショップと同様の規制を受けるにとどまる。もともと、インターネット販売といえども、あらかじめ一度は、販売する動物を買主に直接会わせて一定の事項を説明しなければならなくなった。インターネット上のメールの送信だけで動物を販売することはできなくなったので、インターネット販売の手軽さは半減したといえよう。

イギリスやドイツなどでは、ペットショップそのものの存在が極めて少ない。犬猫を販売する場合に関して、極めて厳しい規制を行っているからである。

4 ペットホテルでの保管義務違反

最愛のペットを、海外旅行に行くためペットホテルに預けたところ、逃げ出し見つけられなくなってしまった、病気等で死んでしまったというトラブルである。ペットホテルで保管料を取る場合（有償行為）、無償であっても商法の適用がある（商法593条）場合には、比較的高度な善管注意義務を負うことになる。当然逃がさないようにする義務を負うと考えられるので、不注意により逃がした場合には、ペットホテル側が責任を負うことになる。ドアを二重にするなど万全の対策が必要であろう。

青梅簡裁平成15年3月18日判決（LEX/DB 28090929）は、飼い犬が、有料施設に預けている間に右前足を骨折したとして、飼い主が店に対し治療費と慰謝料の支払いを求めた事案で、骨折は最近のものであると認定し、骨折した時期を被告が預かっている間と推認し、営業として預かる場合は、業務に関し「一般人よりも高度の注意義務を負っている」として、本件の犬の骨折につき責任を肯定し、治療費と診断書料の合計7万166円と慰謝料としての3万円の賠償を認め

た。

ペットホテル内で、保管中の犬同士がけんかして死亡した事例もある。動物愛護法関係の法規には、保管中の注意事項が詳しく定められているが、ペットホテルは動物取扱業者としての登録をしていなかった事例である。

5 ペットの理容室、躰教室でのトラブル

ペットの理容室で、トリマーさんが誤って鋏で尻尾の先を切り落としてしまった、舌を切って傷つけてしまったというトラブルも生じることがある。また、トリマー中に高さ 80 センチほどの作業台から小型犬が落下し、胸を強く打ってその後死亡した事例もある。このような事例では、理容室側の責任が問われることになる。

躰教室に預けていた犬が、病気になったところ、獣医師による適切な治療を受けさせることが怠られ死亡した事例もある。どの時点でどのような診療を受けさせる義務があるか否かが問題となる。

6 ドッグランでの事故

ノーリードで犬を遊ばせる、走らせる敷地としてのドッグランが増えている。ところが、ドッグランでは、躰のされていない犬が来ることも、また、体格の異なる大型犬を同じ囲い内で遊ばせることもあり、様々なトラブルが発生する。

ところで、犬を遊ばせていた飼い主が、他の大型犬と接触し怪我をした事例で飼い主の責任を免責した裁判例がある。東京地方裁判所平成 19 年 3 月 30 日判決（判例時報 1993 号 48 頁）は、ドッグランの施設内の中央付近を突っ切ろうとした者が犬と衝突し転倒・負傷した事例につき、「本件事故当時、原告は、広場中央付近を突っ切って反対側まで行こうと後ろを振り返りながら小走りに進んでいったのであるが、被告において、そのような者の現れる事態を予見して、飼い犬の動向を監視し、制御すべきであったとはいえない」として、免責を認めた。ドッグランの「フリー広場は、犬を引き綱から外して、自由に走り回らせることを可能にする施設であるから、ここに立ち入る者は、飼い主の監視及び制御可能性の下で、犬が引き綱から解き放たれ、自由に走り回ることが許され、現に自由に走り回っていることを前提として行動すべきである」ことを重視して下された判断である。

ドッグランの開設者は、ドッグラン内での事故について責任を負わないとの特約を結んでいることが多い。ドッグランを利用した飼い主同士の間でのトラブルになることが多いようである。

7 住宅環境を取り巻くトラブル

(1) 鳴き声

猫の鳴き声よりも、比較的犬の鳴き声に関するトラブルが多い。庭において飼っている事例でのトラブルが多い。これは、騒音問題の一種なので、騒音値を測定するなどして証拠化していくことになる。

横浜地裁昭和 61 年 2 月 18 日判決（判タ 585 号 93 頁，判時 1195 号 118 頁）は、深夜や早朝にシェパード犬が鳴き続けた事案で、「本件飼育期間中における控訴人飼犬の鳴声が、被控訴人らにおいて受忍すべき限度内にあるものとは、到底いうことができない。」として原告らが受けた精神的苦痛に対し慰謝料の賠償を命じた 1 審（鎌倉簡裁）を支持し、一人あたり 30 万円，合計 60 万円の慰謝料を認めた。

京都地裁平成 3 年 1 月 24 日判決（判タ 769 号 197 頁，判時 1403 号 91 頁）は、シェパード犬の鳴き声や汚物の異臭に基づき慰謝料の請求をした事案で、「一般家庭における飼犬の騒音（鳴き声）又は悪臭による近隣者に対する生活利益の侵害については、健全な社会通念に照らし、侵害の程度が一般人の社会生活上の受忍限度を超える場合に違法となるものと解すべき」との基準を立て「本件犬の鳴き声による騒音，糞の放置による悪臭・蠅の発生・蚊の発生に真摯に努力しなかった飼犬飼育上の違法行為により，本件賃借部分に居住する原告らが受けた肉体的・精神的損害を賠償する義務がある。」として 1 人あたり 10 万円，合計 20 万円の慰謝料の支払いを命じた。鳴き声による騒音問題における慰謝料は比較的低額であるとの印象を受ける。

(2) 糞尿の問題

日本人は比較的清潔好きであり、散歩中の糞尿の後始末はなされていることが多い。犬の散歩に際し糞を持ち帰る袋を持ち歩き、尿をした後には水をかけるなどの慣行も定着しつつある。

もっとも、条例で糞を放置した場合に罰則を設け、実際に罰則金を徴収している市町村がある。

(3) 野良猫への餌やりの問題

野良猫に対する不用意な餌やりも問題となっている。野良猫は不妊対策をしないとどんどん増加してゆく。そこで、不妊治療を施しつつ野良猫を減らそうと努力するいわゆる地域猫活動が始まっている。他方で、無責任に、野良猫に餌を与えつつ、野良猫による糞尿鳴き声などの損害の責任を取ろうとしない住民も存在する。

猫に対する餌やりでは、将棋の名人が当事者としてかかわった裁判例もある。室外での猫への餌やりについて裁判例が示された。東京地方裁判所立川支部平成 22 年 5 月 13 日判決（判時 2082 号 74 頁）は、外飼いの猫に対する餌やりに伴い、糞尿、ゴミの散乱、自動車への傷、毛、騒音、物品損害、猫除けの設備や共通感染症等の被害をもたらしている事例で、段ボール箱等の提供を伴って住みかを提供する猫への餌やりは飼育の域に達していると認定し、猫 4 匹への屋外飼育は原告らの人格権を侵害し受忍限度を超える違法なものであるとし、不法行為（709 条）の成立を認め、各原告の住居地と現場との距離関係、居住歴や建物所有の有無等を勘案して、原告一人当たり約 3～15 万円の慰謝料の賠償を認めた。屋外での餌やりに伴う、糞尿等の被害に関する賠償額の算定指針を示した裁判例である。

平成 27 年 9 月 17 日の福岡地裁の裁判で、猫に対する無責任な餌やりに対し 55 万円の賠償を命じた裁判が出た（福岡地方裁判所平成 27 年 9 月 17 日判決，LLI/DB 25448002）。

(4) ペット飼育禁止の賃貸住宅での問題

ペット飼育禁止の特約が付いている賃貸住宅でペットを飼育すれば、用法違反ともなり解除原因となろう。犬は散歩のために外へ連れ出す必要があり、隠れて飼いくいが、猫は必ずしも散歩を必要としないので隠れて飼育するケースが比較的多いようである。猫を隠れて飼うことで、通常の使用から生じる損傷以上の損害を与えれば、大家に対して補修費などの損害を賠償する責任も出てくる。

東京地裁昭和 54 年 8 月 30 日判決（判タ 400 号 174 頁，判時 949 号 83 頁）は、賃貸借契約では「不潔，その他近隣の迷惑になる行為」が無催告解除事由とされているところ、ベランダでシェパード犬とスピッツ犬を飼育し始め、共同住宅内の近隣から抜け毛が飛ぶ、臭いなどの苦情が出た事案で、貸主の更新拒絶につき正

当事由があること認めた。

東京地裁昭和 58 年 1 月 28 日判決（判タ 492 号 95 頁，判時 1080 号 78 頁）は，猫の飼育禁止の特約のある賃貸マンションで，猫を飼育していたことは信頼関係を破壊するとして賃貸借契約の解除を認めた。

ところが，最近の傾向としては，ペット飼育可とする賃貸物件が増えている。たとえ飼育禁止条項があったとしても，「この猫一代限り，他には増やさない」という条件で特別な許可を得られるケースもあるようである。

(5) マンションでの規約の問題

横浜地裁平成 3 年 12 月 12 日判決（判タ 775 号 226 頁，判時 1420 号 108 頁）は，マンションの規約を変更して，ペット飼育を全面的に禁止するという内容の規約変更の効力が争われた事案で，全面禁止の規約変更も有効であり，その際，ペットを飼っている飼い主の承諾は，「本件規約により動物の飼育を禁止されることによって被告の受ける損害は，社会生活上通常受忍すべき限度を越えたものとはいえず」として区分所有法第 31 条 1 項後段の「区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすとき」に該当しないから不要であるとの判断を示した。そして，室内での犬の飼育を禁止した。この事件の控訴審にあたる東京高裁平成 6 年 8 月 4 日判決（判タ 855 号 301 頁，判時 1509 号 71 頁）も，「具体的な被害の発生する場合に限定しないで動物を飼育する行為を一律に禁止する管理規約が当然に無効であるとはいえない。」「控訴人一家の本件犬の飼育はあくまでペットとしてのものであり，本件犬の飼育が控訴人の長男にとって自閉症の治療効果があつて（控訴人は入居当初このことを管理組合に強調していた），専門治療上必要であるとか，本件犬が控訴人の家族の生活・生存にとって客観的に必要不可欠の存在であるなどの特段の事情があることを認めるに足りる証拠はない。」として同様の結論を示した。

また，東京地裁平成 6 年 3 月 31 日判決（判時 1519 号 101 頁）は，マンションの管理組合で飼育中の犬猫は一代限りで認めることを決議した後に，区分所有者が新たに別の犬を飼い始めた事案で，その者に対する管理組合からの飼育禁止を求める差止請求（区分所有法第 57 条第 1 項）を認めた。

マンションにおいては，ペット好きな人とペット嫌いな人が共同で生活をしなければならなくなることもある。それだけ，トラブルになりやすいが，容易に引っ越すこともできないので，紛争の根は深い。初期のころに建設されたマンシ

ョン（集合住宅）の規約では「ペットは他人の迷惑にならないように飼うことができる」などと抽象的な条項を使用していることもある。どの段階で迷惑になるのかの判断が難しく紛争の種になる。ペットの種類（例えば犬・猫その他の小動物に限る）、大きさの制限（例えば小型犬のみ、体高・体長を何センチ以下に限る）、頭数（例えば2頭以下に限る）など具体的な規定にしないと実効性がなかりう。

(6) 多頭飼育の問題

ペットを雄雌双方飼っていると、繁殖することがある。多くのペットでは多数頭の子供が生まれ、どんどん頭数が増える。適切に去勢・避妊していくことが望ましいが、いつの間にか増えすぎてしまうことがある。マンションの室内で百数十匹の猫を飼っていた事例もある。鳴き声や、悪臭から近隣の人に気付かれてしまう。それらの猫の里親を探す、ワクチンや不妊治療などの必要も生じてしまう。さらには、多数のペットを飼育する意思がなくなり放置してしまう、いわゆる多頭飼育の崩壊という現象もおきている。放置を続ければ、動物虐待（殺傷・遺棄）罪にも問われかねない。

8 所有権または契約解除によるペットの返還請求

預けたペットを返してくれない、ペットを可愛がることを条件に譲ったのに可愛がっていないので契約を解除して返還してほしいという問題もある。

特に、ブリーダーの間では、純血種の保存などの独特の価値観から、不適切な飼い主に対してペットの返還を求める事例がある。ほとんどの事例で契約書が存在せず、契約内容を特定するのが難しい。負担付贈与の場合、その負担の具体的内容が問題となる。債務不履行とする場合、どのような債務不履行があるのか、解除するとしたら解除原因があるのか等が争点となる。

9 葬祭・霊園にまつわる問題

(1) 葬儀

愛玩動物が死亡した場合、葬祭の必要が生じる。別れの儀式として、可愛がってくれた親戚や近所の人々の参列を得ることもある。自宅又は葬儀場で行うこともあるが、そこに業者が絡むと、問題が生じることがある。一匹ずつ火葬せず、共同で火葬し骨の区別がつかなくなってしまう事例。火葬すると偽り、野山に捨て別の骨を渡す事例もある。

(2) 埋葬

埋葬について、小動物に関しては特別の規制はない。自宅の庭に埋めることも許される。ただし、深く埋めるなどして、悪臭、虫の発生等近隣に迷惑のかからないようにする必要がある。牛や馬などの産業動物については特別法がある。

(3) 霊園

自宅に庭のない、マンション住まい等の人の中には、死亡した愛玩動物を霊園に納めることを選択することもある。柵の中の小部屋の場合もあれば、土地に墓石を立てることもある。ペットの名前を掘った墓石を立てると 30 万円ほどするようである。

飼い主の墓に、ペットと一緒に納めることが出来るかは、その墓地の宗派の定めによることになるだろう。その宗教上で許されれば、人と同じ墓に納めることもできる。

(4) 動物葬儀業・霊園業に対する規制

動物の葬儀場・霊園に関して規制を加える法律はまだない。前回の動物愛護管理法の改正において、規制を加えるべきとの意見もあったが、同法は生きている動物に関する法であり、死後のことを含めるべきでない等の意見があり見送られた。もっとも、葬儀場・霊園に関する問題は現存するので、別の法律で規制することは十分に考えられる。

例えば、自宅の隣近所に動物の葬儀場・霊園が突如設置されるという問題がある。葬儀場や霊園が近所にあると、印象が悪い、土地の評価が下がる等近隣住民は反対することが多い。ところが、法律上は、いまだに何の規制も設けられていない。条例のレベルで規制されているだけである。条例では、近隣住民の承諾が必要であるとか、学校等の特定の施設の近くには設置できないなどの距離制限を規制するものがある。

IV 獣医療過誤に関する問題

1 概要

比較的多く裁判例として目にする項目としては動物病院とのトラブルである。簡単な手術だからと言われて同意したが、手術後に容態が回復せず死亡してし

まった事例。他の獣医師に相談したところ、誤診や手術ミスが判明した事例。必要な治療、投薬、検査を怠った事例。不必要な手術を行った事例など様々である。死亡率の高い手術とわかって同意したのであれば、死亡してもショックは少ない。しかし、死ぬとは思っていなかった簡単な手術で、突然死亡したときの飼い主の苦痛は甚だしい。飼い主は、獣医師に騙された、獣医師が憎い、真相を知りたい、亡くなったペットに申し訳ない、同じことを繰り返してほしくない等の感情を抱く。

カルテなどの関係書類をまだ手に入れていないときは、証拠保全手続きを検討する必要がある。これまで幾度か証拠保全を申し立てたが、認められなかったことは一度もない。裁判官もカルテの改ざんの危険性をよく理解しているようである。

動物病院によっては、ほとんど記載のないカルテもある。保存期間は3年以上であるが、期限前に廃棄していた事例もある。カルテなどの資料をもとに他の獣医師の判断を求めることが望ましい。相談に応じてくれる獣医師は一応の説明はしてくれるものの、獣医師の名前入りの書面の作成、裁判に証人として出廷してもらおうと要請すると断られることが多いのが現状である。同業者を庇おうとする傾向がまだ存在する。それゆえ、飼い主側の代理人としては、協力獣医師を見つけることが極めて難しい。もっとも、前院又は後院として関与した獣医師がいる場合は、その獣医師を証人として法廷に呼び出して証言してもらう可能性がある。

裁判例は最近増えてきているように感じている。文献に取り上げられる裁判例では、飼い主側が勝訴していることが多く感じるが、そこで認められる賠償額は飼い主の要求を満たすものではない。

動物病院側が、クレーム的飼い主に対し、債務不存在確認訴訟を起こして認められた事例もある。

獣医療過誤訴訟は、これまで、裁判所の民事部の中の通常部に配転されてきた。地方により差はあるが、医療集中部がある裁判所では、医療集中部に配転されることもある。

2 裁判例集

(1) 概要

判例集に掲載されたものを調べても、数は少ない。ところが、この10年ほど、獣医療過誤の裁判は増えている傾向にあるといえる。

東京の多摩地区の動物病院に対する訴訟は合計6件起こされた。

(2) 主な獣医療過誤訴訟の裁判例

- ① 東京地方裁判所昭和43年5月13日判決（判例タイムズ226号164頁，判例時報528号58頁）では，財産的損害及び飼い主の慰謝料として5万円の損害賠償を認めた。
- ② 東京地方裁判所平成3年11月28日判決（判例タイムズ787号211頁）では，獣医師のほうから飼い主に対して，債務不存在確認訴訟を提起し，医療過誤は存在しないとされ，獣医師が勝訴した。
- ③ 大阪地方裁判所・平成9年1月13日判決（判例タイムズ942号148頁，判例時報1606号65頁）では，医療過誤を前提に財産的損害胎児2匹分を含む3匹分で70万円，弁護士費用10万円を認めつつも，飼い主の慰謝料については愛玩用ではなく商品用飼育であることを理由に否定した。
- ④ 東京地判平13年11月26日判決（ウェストロージャパン）では，犬3匹の死亡事案で，飼い主（原告）が，被告獣医師の債務不履行責任に基づき，医療費の返還を請求した。
- ⑤ 宇都宮地方裁判所の平成14年3月28日判決（LEX/DB28070865）では，避妊手術に際しての医療過誤を認めた上で，物的損害50万円，慰謝料20万円，弁護士費用20万円，治療費等合計32,500円の損害賠償を認めた。控訴審で和解が成立した。
- ⑥ 東京地方裁判所平成16年5月10日判決（真依子ちゃん事件）（判例時報1889号65頁，判例タ1156号110頁）では，糖尿病の治療が遅れたため死亡したとして，原告2人に対し慰謝料60万円を含む総額81万円の支払いが命じられた。これまで人間の医療事件だけを扱ってきた医療集中部で，初めての獣医療裁判となった。比較的高額な賠償責任を認めた裁判としてテレビや新聞で報道された。
- ⑦ 名古屋高等裁判所平成17年5月30日判決（上告後棄却確定）（判例タ1217号294頁）では，治療ミス（検査懈怠）と説明義務違反を認め2人合わせて30万

円の慰謝料を認めた。

- ⑧ 横浜地方裁判所平成 18 年 6 月 15 日判決（判例タ 1254 号 216 頁）では、高次の医療機関への転院が 1 週間遅れたために病状が悪化したとして、慰謝料 20 万円を認めた。重度の障害が残った事案。
- ⑨ 仙台地方裁判所平成 18 年 9 月 27 日判決（すみれちゃん事件）では、飼い主側勝訴（詳細不明）。
- ⑩ 東京地判平 18 年 10 月 19 日判決（ウェストロージャパン）では、原告飼育の犬（シーズー種。約 17 歳）が入院中に死亡した事案において、被告獣医師による強心剤等の過量投与や必要性のない薬剤の投与がショック死の原因であるなどとして、飼い主（原告）が、被告獣医師に対しては債務不履行責任に基づき、動物病院である被告会社に対しては使用者責任（民 715）に基づき、慰謝料の損害賠償を請求した事案で原告の請求を棄却すると判示した。
- ⑪ 浜松簡易裁判所平成 18 年 11 月 22 日判決では、飼猫の最後を看取りたいとの要望に応える診療契約上の注意義務に反したとして、慰謝料 3 万円を認めたものがある。
- ⑫ 東京地方裁判所平成 19 年 3 月 22 日判決（控訴・上告各棄却確定）（LEX/DB 28131026）では、飼い主たちが起こした 5 件の集団訴訟で、獣医師に動物傷害・詐欺的行為があったとして、140 万円の慰謝料を含む 316 万円の支払いを命じた。
- ⑬ 東京地方裁判所平成 19 年 9 月 26 日判決では、難病にかかっていた猫が診察中死亡した事案で、慰謝料 18 万円を含む 22 万円の支払いを命じた。
- ⑭ 東京高等裁判所平成 19 年 9 月 26 日判決では、停留精巢の取り残しがあったとして、慰謝料 50 万円を含む 130 万円の支払いを命じた東京地方裁判所平成 18 年 9 月 5 日判決の控訴を棄却した。
- ⑮ 東京高等裁判所平成 19 年 9 月 27 日判決では、飼い犬に腫瘍があると診断し、下あご切除や乳腺摘出など 3 ヶ所の手術を同時に行ない翌月に死亡した事案で、約 140 万円の損害賠償（3 人分の慰謝料合計 105 万円）を命じた。
- ⑯ 東京地方裁判所平成 20 年 6 月 18 日判決では、猫（ロシアンブルー）の瞳の手術を依頼したところ、かえって白内障となる後遺症を生じさせた事案で、慰謝料 5 万円を含む総額約 45 万円の賠償を命じた。原告、本人訴訟の事案。
- ⑰ 東京都高等裁判所平成 20 年 9 月 26 日判決では、⑧の事例の控訴審で、獣

医師の過失を認め、慰謝料額を倍の 40 万として、総額 63 万円の支払いを命じた。

- ⑱ 東京地方裁判所平成 28 年 6 月 16 日判決では、伸びた前歯を削る際ウサギの顎の骨が折れたことに過失があるとして、治療費 23 万円、慰謝料 8 万円を含む総額 43 万円の損害賠償を命じた。
- ⑲ 大阪地方裁判所 平成 28 年 5 月 27 日判決では、犬への輸血に際し、輸血量と輸血速度が通常の基準値を超えていたことに注意義務違反があるとして、慰謝料 10 万円を含む 33 万円の支払いを命じた。

3 獣医療裁判の特殊性

複雑な事案であるため簡易裁判所ではなく、多くは地方裁判所へ訴えを提起している。医療集中部で扱う事案が増えている。多くの飼い主は受任してくれる弁護士を探すのに苦労し、更に訴訟費用及び弁護士費用の工面が必要となる。

文献に現れる限りでは、飼い主側が敗訴することは少ないが、最近では飼い主側が勝訴する事例が減少している。動物病院側も、訴訟にならないよう、カルテの記載を充実させ、訴訟に対する対策を講じ始めている。

証人尋問が終わっても裁判官が心証を取れない場合、鑑定が必要となることがある。鑑定をしてくれる専門家（獣医学部の教授など）を探すことにも大変苦労する。

損害賠償は金銭賠償が原則（全ての損害を金銭に評価しなおす）。

(1) 財産的損害

- ① ペットの時価・交換価値の算定が難しい。取得価格を基準に減価償却する方法、同じペットを購入する場合の価額などを参考として決める。有名なペットショーのチャンピオン経験のあるペットなど特殊なペットを除き成長したペットの交換価値はとても低いことが多い。
- ② そのほかの逸失利益 交配料（チャンピオン経験の有無などが考慮される）・CM 出演料などの得べかりし利益。
- ③ 治療費 当該医院（無駄になった部分について） 他医院（特に必要性のない後院の分）。
- ④ 交通費（動物病院への通院やお見舞い）

- ⑤ 葬儀費用（最も古い事案は獣医療過誤の事案ではないがいわゆるイヌ・ネコ裁判東京地方裁判所・昭和36年2月1日判決・判例時報248号15頁・判例タイムズ115号91頁で埋葬料600円が認められている。獣医療裁判の多くで全額若しくは一部が損害として認められている）
 - ⑥ 弁護士費用 認容額の約1割を被告に負担させている。
- (2)精神的損害
- ⑦ 慰謝料（獣医療過誤の判例上昭和43年から認められている。）

V 最後に

このようにペットにまつわる問題は多種多様であり、また、これまでになかった問題類型が将来発生する可能性も高い。これらの問題に対して解決の指針を示唆し、ペットに関する訴訟の見通しを示す必要にも迫られる。ここでは取り上げなかったが、ペットに関する法としての、狂犬病予防法、動物愛護管理法などの動物関連法の基礎的知識を習得することも適切なアドバイスを行うためには不可欠である。

最愛のペットが事故に巻き込まれ突然死亡したことで悲しんでいる飼い主、近隣のペットの鳴き声に悩む被害者等の問題をより良く解決するために、これからもペットにまつわる法律問題の研究を継続する必要がある。

以上